令和８年（フ）第２３３７号
東京都葛飾区亀有４丁目31－４－405　ケイハイツⅡ
破産者　仲井　義郎
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３７３号
東京都新宿区片町２－６－204
破産者　上田　亜倭（旧姓角谷）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３９１号
東京都中央区築地３丁目８番１－101号
破産者　株式会社ミショウ光丸
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３９８号
東京都千代田区四番町４－６　パークコート千代田四番町814号室
破産者　株式会社ナチュラル
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７９８号
東京都足立区江北１丁目32－13　サンメゾン江北　ｗｅｓｔ401
破産者　白濱　　朗
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１２号
東京都江戸川区篠崎町２丁目20番８－403号
破産者　有限会社ファースト企画
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５７号
東京都新宿区西新宿４丁目15－１－303
破産者　高橋　　一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５５号
東京都葛飾区高砂５丁目44番５号　田村荘101号
破産者　東林貿易株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５６号
東京都葛飾区高砂５丁目44－５－101
破産者　亡王惟鴻相続財産
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００８号
東京都新宿区住吉町８－６　野村ビルディング曙橋５階
破産者　株式会社ＡＳＩＰＲＯ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００９号
埼玉県越谷市レイクタウン７丁目14－７－201
破産者　鍋島　浩太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０６７号
東京都東久留米市幸町３丁目２－２　吉田コーポ２Ｆ
破産者　塩澤　幸一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９０号
代替住所Ａ（旧住所　東京都北区浮間１丁目５－６－804）
破産者　西山　彰人
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１１９号
愛知県名古屋市千種区内山３丁目18番10号
破産者　有限会社イッコウコンセプトアーツ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０６号
東京都中野区本町４丁目19番12号
破産者　有限会社エスペランザ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０７号
東京都中野区中央４丁目20－９
破産者　長谷川　正
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２４号
東京都北区上十条２丁目10－12　ＲＩＮ・ＲＩＮ－１Ｃ号
破産者　石井健太郎
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３８号
東京都葛飾区白鳥１丁目２－13－701
破産者　江見　　彰
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４８号
東京都大田区田園調布１丁目39－２－102
破産者　横田　智英
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１５号
東京都小平市仲町381－１－103
破産者　柳　美帆子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７０号
東京都板橋区常盤台３丁目20－３
破産者　奥野　　剛
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１５号
東京都板橋区板橋１丁目49－４－302
破産者　渡邉　裕之
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部